



男女共同参画 infomation



令和4年4、5月の予定表

4月

- 3日(日) あいセンター無料開放日
- 6日(水) 女性相談(要予約)
- 20日(水) 女性相談(要予約)

5月

- 1日(日) あいセンター無料開放日
- 6日(金) 女性相談(要予約)
- 18日(水) 女性相談(要予約)

4月は「若年層の性被害予防月間」です

10代、20代に対する性暴力の手口が巧妙になっています。同意のない性的行為の強要は、いかなる理由・関係性であってもすべて性暴力です。

#NEVER FORGIVE 性暴力

AV出演強要

JKビジネス

セクハラ

相談先など詳しくは

性暴力をなくそう

検索



男性育休のメリットを考えよう

男性が育児休業を取得し育児を経験することで、さまざまなメリットがあります。

パパ

幸福度UP!

子どものそばにすることで、子どものはじめてや成長を体感できます。

ママ

家事・育児の負担

DOWN!

家事を分担することで、その分子どもと過ごす時間が増えます。パパのサポートで、産後の育児不安やストレスの軽減につながります。

夫婦

家族円満!

夫婦の会話や家族と過ごす時間が増え、絆が深まります。子どもと遊ぶ時間も増加!

仕事の効率UP!

子育てをすることで、マルチタスク力や時間管理能力、効率的な働き方が身につきます。職場以外の人脈や視野も広がる!

知ってる?産後うつ

出産後のホルモンの急激な変化や育児のストレスなどが原因で、約1割のママが「産後うつ」になっています。産後うつ対策には周囲のサポートが重要です。パパと一緒に家事や育児をしたり、ママとたくさん会話をしたりして、共に支え合しましょう。



令和4年4月1日より順次施行! 男性の育休が取りやすくなります

New!

産後パパ育休
(出生時育児休業制度)



現行育休制度

対象期間・取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで	原則子が1歳(最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	原則分割不可 (今回の改正で2回まで取得可能)
休養中の就業	育児休業中の就業可能 (労使協定・個別の合意が必要)	原則就業不可

※産後パパ育休は、令和4年10月1日施行です。現行育休制度とは別に取得することができます

【問い合わせ・申込先】綾部市人権推進課 男女共同参画担当 あいセンター(1・Tビル5階) Tel.42-2030